

国民体育大会に参加する選手は必ずこの用紙に署名捺印の上  
大会期間中は常に携帯してください。

国民体育大会競技会検査(ICT)実施要項

国民体育大会ドーピング検査 同意書

公益財団法人 日本体育協会 御中

私は、国民体育大会への参加にあたり、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構ウェブ  
サイトにおいてドーピング検査手続き、規則、注意事項等を熟読、理解し、以下の  
ことに同意します。

- ① 参加する大会の実施要項総則及び日本アンチ・ドーピング規程を遵守し、ドーピング  
検査を受けること
- ② アンチ・ドーピング規則に違反した場合、「国民体育大会における違反に対する処  
分に関する規程」に従うこと、また処分や裁定の内容に不服の場合、公益財団法人  
日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託し、その判断に従うこと

平成 年 月 日

選手氏名 印

生年月日(西暦) 年 月 日 性別 男・女

選手が未成年(20歳未満)の場合

私、[親権者氏名] は、

[20歳未満の競技者] (以下「甲」)の親

権者としてJADAウェブサイトhttp://www.playtruejapan.org/の「U20未成年同意書」  
にて最新の日本アンチ・ドーピング規程等を含むドーピング検査、検体の分析、結果  
の管理、その他の日本アンチ・ドーピング規程等において定められる一連の手続(以  
下「ドーピング・コントロール手続」)等について説明しているすべての内容を熟読し、  
理解し、甲へ当該内容を指導した上で、甲が国民体育大会へ参加し、ドーピング検査  
の対象となり、採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意し、ドー  
ピング・コントロール手続に服することにに対して異議を申し述べません。また、上記  
国民体育大会ドーピング検査同意書にも同意します。

なお、ドーピング・コントロール手続においては、2015年版日本アンチ・ドーピン  
グ規程等で定義されている通り、18歳未満を未成年(Minor)として扱うものとし、18歳、  
19歳については、原則として、成人と同様の手続にてドーピング検査をはじめとする  
ドーピング・コントロール手続が実施される旨も理解いたしました。

平成 年 月 日

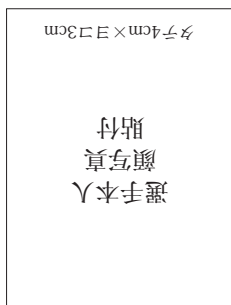
親権者 印

(法定代理人親権者)

Ver. 2015.06

- 1. 目的  
この実施要項は、国民体育大会(以下「国体」という。)におけるアンチ・ドーピン  
グ活動のうち競技会検査( ICT)の実施について、必要な事項を定めるものとする。
- 2. 競技会検査( ICT)の実施  
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)は、公益財団  
法人日本体育協会(以下「日体協」という。)、開催地都道府県(以下「開催県」という。)  
、会場市町村、日体協加盟競技団体及び都道府県体育協会等関係諸機関・団体と連携  
し、「日本アンチ・ドーピング規程」(以下「規程」という。)に基づき競技会検査( ICT)  
を実施する。
- 3. 検査の計画  
検査の計画は、JADAが立案し、実施する。
- 4. 競技会検査( ICT) 対象競技及び競技者の選定  
(1) 競技会検査( ICT) は、全ての正式競技の競技者を対象とする。  
(2) 検査対象競技者は、競技会検査( ICT) 当日、JADA及び検査員により、競技成績  
若しくは無作為等により選定する。
- 5. ドーピング検査への同意  
国体期間中において、競技者は常に、競技者の署名及び捺印がなされている「国民  
体育大会ドーピング検査同意書」(以下「同意書」という。)を携帯するものとする。  
なお、競技者が20歳未満の場合、保護者(親権者)は同意書の内容を確認の上、同意  
書へ署名及び捺印をすること。
- 6. 競技会検査( ICT) の通告・検査対象競技者の確認等  
(1) 通告は、競技終了後若しくは表彰式終了後に検査対象競技者に直接通告を行うが必  
ずしもこの限りではない。検査対象競技者の関係者(監督、本部役員、引率者等)  
への事前通知は行わない。  
(2) 通告を受けることを回避若しくは拒否した場合、アンチ・ドーピング規則違反とな  
り制裁の対象となる可能性がある。  
(3) 都道府県選手団の関係者(監督、本部役員等)は、必要に応じ当該県の競技者がドー  
ピング検査の対象となっているかを、IDの提示と競技者名を検査員に告げることで  
検査員に確認をすることができる。検査員は、検査対象競技者への通告完了後であ  
れば、関係者(監督、本部役員等)にその情報を伝えることができる。
- 7. 競技会検査( ICT) における注意点等  
(1) 競技会検査( ICT) は、競技会の一部であり、競技会検査( ICT) が終了するまで  
競技会が終了したとは見なされない。  
(2) 検査実施に当たり、競技者本人を確認するために写真付身分証明書の提示が求めら  
れる。  
身分証明書例：写真貼付済み国民体育大会選手カード(裏面：国民体育大会ドー  
ピング検査同意書)、運転免許証、学生証(写真付)、社員証(写真付)等  
(3) 18歳未満の競技者に対するドーピング検査、検体の分析、結果の管理、その他規  
程等に定められる一連の手続き(以下「ドーピング・コントロール手続」という。)  
においては、規程で定められている、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準  
付属文書C：18歳未満の者である競技者に対する変更」及びその他規程に定めら  
れた対応を適用する。  
(4) 競技会検査( ICT) は、規程で定められた量及び濃度の検体の提出が完了した段階  
で終了となり、検査手続の中断は原則として認められない。

競技・種目名  
所属都道府県  
氏名



国民体育大会  
選手カード

JADA事務局 問い合わせ先  
TEL: 03-5963-5708 (平日10時~18時)  
FAX: 03-5963-5709  
〒150-0066 東京都北区西が丘3-15-1  
国立スポーツ科学センター内  
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構  
TUE申請問い合わせE-mail: kokuetai@playtruejapan.org

- 8. 治療使用特例(TUE)  
(1) 治療目的で禁止物質・禁止方法を使用する際は治療使用特例(以下「TUE」とい  
ふ)の申請が必要であり、申請がJADA-TUE委員会により付与または承認され  
(2) TUEは、原則として大会開始の30日前までに申請が必要である。その後も申請が  
受け付けられるが、大会出場日までには審査が間に合わない可能性もあることから、  
可能な限り早急に申請すること。  
(3) 審査の目的で禁止物質・禁止方法を使用する必要がある場合は、治療開始後の  
TUE申請手続きが認められる。治療開始後早急にTUE申請を行うこと。  
(4) 大会期間中における緊急のTUE申請は、競技会場及び競技会検査( ICT) 会場に  
受け付けられない。緊急時は、JADA-TUE委員会宛にFAXで申請し、追って原  
本を必ずJADA-TUE委員会宛に郵送すること。  
(5) 競技会検査( ICT) の周知  
日本体育協会、JADA-TUE委員会、協会等は、派遣する競技者及び関係者全員に  
対し、この実施要項の内容を周知し、その正式競技の競技者から検査対象競技者にな  
る可能性がある旨の認識を持たせるように努めること。
- 9. 競技会検査( ICT) の周知  
本を必ずJADA-TUE委員会宛に郵送すること。  
緊急時は、JADA-TUE委員会宛にFAXで申請し、追って原  
本を必ずJADA-TUE委員会宛に郵送すること。  
(4) 大会期間中における緊急のTUE申請は、競技会場及び競技会検査( ICT) 会場に  
受け付けられない。緊急時は、JADA-TUE委員会宛にFAXで申請し、追って原  
本を必ずJADA-TUE委員会宛に郵送すること。  
(5) 競技会検査( ICT) の周知  
日本体育協会、JADA-TUE委員会、協会等は、派遣する競技者及び関係者全員に  
対し、この実施要項の内容を周知し、その正式競技の競技者から検査対象競技者にな  
る可能性がある旨の認識を持たせるように努めること。
- 10. 競技会検査( ICT) の実施  
(1) 競技会検査( ICT) は、規程で定められた量及び濃度の検体の提出が完了した段階  
で終了となり、検査手続の中断は原則として認められない。  
(2) 検査実施に当たり、競技者本人を確認するために写真付身分証明書の提示が求めら  
れる。  
身分証明書例：写真貼付済み国民体育大会選手カード(裏面：国民体育大会ドー  
ピング検査同意書)、運転免許証、学生証(写真付)、社員証(写真付)等  
(3) 18歳未満の競技者に対するドーピング検査、検体の分析、結果の管理、その他規  
程等に定められる一連の手続き(以下「ドーピング・コントロール手続」という。)  
においては、規程で定められている、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準  
付属文書C：18歳未満の者である競技者に対する変更」及びその他規程に定めら  
れた対応を適用する。  
(4) 競技会検査( ICT) は、規程で定められた量及び濃度の検体の提出が完了した段階  
で終了となり、検査手続の中断は原則として認められない。